

共通一第5号様式 見積参加者選考調書（特定随意契約用）

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和7年度札幌市特定創業支援等事業証明書発行に係る受付・交付業務
発注課	経済観光局経済戦略推進部スタートアップ推進担当課
選定事業者	一般財団法人さっぽろ産業振興財団

随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）

本市では、平成26年度より札幌市中小企業支援センター内に「札幌創業支援プラザ（以下、創業プラザ）」を設置し、市内創業支援機関との連携のもと、創業希望者に対して一貫した支援を実施している。

創業プラザは、市内創業支援ネットワークのハブ機能を担っており、個別の相談対応に加え、創業者の成長ステージに応じた最適な支援機関の紹介や支援策の案内等を通じて、創業支援の中核として機能している。

この創業プラザの運営については、中小企業支援センター運営業務として一般財団法人さっぽろ産業振興財団（以下、「財団」という。）が特定随意契約により受託している（理由：財団は、平成14年度より、中小企業支援法第7条第1項に基づく「指定法人」として札幌市が主体的に設立した機関であり、20年以上にわたり支援センターを運営し、中小企業者等の様々な相談者に対応し、経営・融資相談を行っている。また、長年にわたり札幌市の産業振興に係る事業に取り組んできており、経営、融資、創業等以外にも幅広い分野の専門スタッフを抱えていることに加え、外部専門家、支援機関とのネットワークをもち、特定の利害関係にとらわれることなく、本市の産業振興の方向性に沿った運営を行うことができる。以上のことから、財団は、本業務を実施することのできる唯一の団体である。）

創業支援においては、単に創業者数の増加を図るのみならず、創業者一人ひとりの成長を着実に支援し、その成功確率を高めていくことが求められる。そのためには、創業準備段階から、創業初期、成長期、さらには安定期に至るまで、段階ごとに必要な支援を切れ目なく提供する体制が不可欠である。

本業務は特定創業支援等事業による支援を受けた者に対する証明書発行に係る受付・交付を行うもので、創業プラザが起点となり、創業希望者に対して一貫した支援を受けたことの証明書発行を行うことは、創業者にとっての利便性向上と支援効果の最大化に資するものであることから競争入札に適さないものと考える。

したがって、本業務の履行が可能な事業者は、当該プラザを運営する一般財団法人さっぽろ産業振興財団に限られる。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、上記選定事業者との特定随意契約とする。

根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決定確認欄	令和7年4月18日